

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
11	裁判所の休日に関する法律案	衆	三、九三	付委員会 託議決 三、九三 可決 三、二八 可決 三、二九	付委員会 託議決 三、九三 可決 三、二八 可決 三、二八	
16	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、三三	(予) 二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三二	二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三〇	
17	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、三三	(予) 二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三二	二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三〇	

裁判所の休日に関する法律案（閣法第一一号）

要旨

本法律案は、裁判所においても週休二日制を推進するため、土曜閉庁方式を導入するための法整備を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に、毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁

判所の休日と定め、裁判所の執務は原則として行わないものとする。なお、必要に応じて裁判所が権限を行使することを妨げるものではないことを明示する。

二、司法行政に関する事項についての裁判所に対する申し立て、届け出等の行為の期限が裁判所の休日に当たるときは、特段の定めのある場合を除き、その翌日をもって期限とみなす等、裁判所の休日に関して所要の法整備を行う。

三、検察審査会の休日について、裁判所の休日と同様の法

整備を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所の休日に関する法律案につきましまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判所において土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、従来から休日として扱われている日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に、毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁判所の休日と定め、その日には裁判所の執務を原則として行わないものとするほか、これに伴い、裁判所に対する申し立て、届け出等の行為の期限及び期間計算に関して特例を設け、また、検察審査会の休日を裁判所の休日と同様に定めるなど、所要の法整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、土曜閉庁方式を導入する必要性、裁判所における執務体制のあり方、土曜閉庁と国民の裁判を受ける権利との関係等につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に対処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官

の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官及び検察官の給与の区分の立て方と一般の政府職員の給与との対応関係、初任給調整手当の見直し、裁判官の昇給の運用等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、両法律案を順次採決した結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼって

行う。

委員長報告

前ページ参照